

令和4年度
事業報告書

令和4年1月1日～令和4年12月31日

公益財団法人 日本相撲協会

令和4年度 事業報告書

目 次

- I. 法人の概況
- II. 事業の状況
 - A 相撲事業
 - 1. 会員事業
 - 2. 相撲競技の公開
 - 3. 人材の育成
 - 4. 指導普及活動
 - 5. 広報活動
 - 6. 相撲記録映像の活用・保存
 - 7. 相撲博物館の維持運営
 - B 収益事業
 - 1. 国技館の貸館運営
 - 2. 国技館ビルの改築と賃貸事業
 - 3. 大相撲ファンクラブの運営
 - 4. 相撲グッズ等の開発・販売による相撲の普及活動
 - 5. パートナーシップ制度の運営
 - 6. インターネット及び専用アプリケーションを利用したサービスの拡充
 - 7. 相撲診療所の運営
 - C その他の取組み
 - 1. 大学との産学連携
 - 2. 社会貢献等の活動等
- III. 法人の運営・管理
- IV. 法人の課題
- V. 決算後に生じた法人の状況に関する重要な事実
- VI. 事業報告にかかる附属明細書

令和4年度 事業報告書

I. 法人の概況

1. 設立年月日

大正14年12月28日	財団法人 大日本相撲協会設立
昭和32年12月 1日	財団法人 日本相撲協会へ名称変更
平成26年 1月30日	公益財団法人 日本相撲協会へ移行

2. 定款に定める法人の目的

この法人は、太古より五穀豊穰を祈り執り行われた神事(祭事)を起源とし、我が国固有の国技である相撲道の伝統と秩序を維持し継承発展させるために、本場所及び巡業の開催並びにこれを担う人材の育成、相撲道の指導及び普及、相撲記録の保存及び活用、国際親善活動を行うと共に、これらに必要な施設を維持及び管理運営し、もって相撲文化の振興と国民の心身の向上に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- (1)本場所及び巡業の開催
- (2)相撲道の伝統と秩序を維持するために必要な人材の育成
- (3)相撲教習所の維持及び管理運営
- (4)青少年、学生等に対する相撲道の指導普及
- (5)相撲記録の保存及び活用
- (6)国技館の維持及び管理運営
- (7)相撲博物館の維持及び管理運営
- (8)相撲診療所の維持及び管理運営
- (9)国技館ビルの維持及び管理並びに賃貸借運営
- (10)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(1)から(10)の事業は、本邦及び海外(ただし(9)及びこれに付随する事業を除く)において行うものとする。

4. 主たる事務所の状況

東京都墨田区横網一丁目3番28号

5. 役員等に関する事項

令和4年度末の役員及び会計監査人は、次の通りである。

役職	氏名	年寄名	担当職務・現職	常勤・非常勤
理事長	保志 信芳	八角	協会全般	常勤
理事	吉永 一美	陸 奥	事業部長 全国維持員会会長 博物館運営委員	〃
〃	小林 秀昭	境 川	地方場所部長(福岡)	〃
〃	総田 清隆	春日野	巡業部長 指導普及部長 監察委員長 警備本部長	〃
〃	小岩井 昭和	出羽海	地方場所部長(名古屋)	〃

〃	青木 康	芝田山	広報部長 総合企画部長 生活指導部長 博物館運営委員	〃
〃	坂爪 忠明	花 籠	相撲教習所長 危機管理部長 コンプライアンス部長 博物館運営委員	〃
〃	久我 準人	伊勢ノ海	地方場所部長(大阪)	〃
〃	鎌谷 満也	佐渡ヶ嶽	審判部長 新弟子検査担当	〃
〃	山口 寿一	-	会社役員	非常勤
〃	高野 利雄	-	弁護士	〃
〃	今井 環	-	会社役員	〃
監事	梶木 壽	-	弁護士	〃
〃	福井 良次	-	団体役員	〃
〃	神津 十月	-	作家	〃
副理事	尾曾 武人	藤 島	事業部副部長 審判部副部長(編成担当) 博物館運営委員 新弟子検査担当	常勤
〃	足立 武彦	若 松	巡業部副部長 警備本部副部長	〃
〃	田村 昌浩	桑 川	審判部副部長 新弟子検査担当	〃
会計監査人			EY新日本有限責任監査法人	

6. 協会員および事務局職員(令和4年12月31日現在)

職掌	人数	
年寄(理事副理事を含む)	104	
力士	627	
行司	44	
若者頭	6	
世話人	8	
呼出	43	
床山	49	
協会員計	881	
事務局職員	60	(うち女子17名)
総合計	941	

7. 営業等に関する許認可の事項

該当事項なし

II. 事業の状況

令和4年度は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の蔓延とその政府の対策により、当協会の主たる事業である相撲事業のみならず他の事業にも影響を及ぼしたが、本場所6場所全て有観客で開催、地方巡業を夏から再開するなど、法人の事業全般において好転の兆しを見せた。

観客と協会員を感染から守り、困難な環境の中でも全ての事業を遂行するため、開催した本場所では、政府や東京都のほか開催都市の発出する方針等に従い、感染症の専門家から詳細な指導を受け、感染防止諸施策を検討し実施した。

主なものは次のとおりである。

- (1) 本場所開催時の入場者数の制限 一月場所は入場者数を5,000人に制限したが、三月以降は90%以上の定員とした。
- (2) 感染対応ガイドラインの改訂 12月1日に第7版(12月1日)として改訂した。※初版は令和2年7月13日制定
- (3) 本場所開催時の主な諸施策
 - ・入場時の検温、マスク確認、手指の消毒の実施
 - ・館内の十分な換気確保、消毒ポンプの設置、手摺り・トイレ等の消毒の実施
 - ・観客席における食事・飲酒の制限、感染対策を施した飲食スペースの設置
 - ・入場時、トイレや売店前の客列間隔確保のご案内
 - ・お楽しみ抽選会等の実施による分散退場のご案内
 - ・相撲観戦ガイドビデオの作成と上映、各種感染対策ポスターの館内掲示
- (4) 相撲部屋における感染対策の徹底
 - ・本場所に出場する協会員の安全を確保するため、協会員と相撲部屋の感染対策に関し、具体的な指針をガイドラインに記載すると共に、日常の行動についても本場所の開催に影響が出ないよう外出可能期間を区切って制限を行い、随時、注意喚起等の通知を行った。

A 相撲事業

1. 会員事業

(1) 令和4年度末の会員(維持員)の状況

	定員	当期末合計	未加入数	当期末内訳		
				普通維持員	団体維持員	特別維持員
東京	300名	300名	0名	285名	14名	1名
大阪	305名	305名	0名	274名	31名	0名
名古屋	300名	274名	26名	237名	37名	0名
福岡	250名	220名	30名	191名	29名	0名
合計	1155名	1099名	56名	987名	111名	1名

(2) 維持員の確認審査 3年毎に行う。

- (3) 維持費(寄付金)
 - 東京地区 3ヶ年分 1名あたり 4,050,000円(令和4年～令和6年)
 - 地方地区 3ヶ年分 1名あたり 1,125,000円(令和5年～令和7年)

2. 相撲競技の公開

(1) 力士の相撲競技の公開実施

(ア) 本場所の実施

令和4年度本場所日程

場所別	番附発表	初日	千秋楽	開催場所
一月場所	12月24日	1月9日	1月23日	国技館

三月場所	2月28日	3月13日	3月27日	エディオンアリーナ
五月場所	4月25日	5月8日	5月22日	国技館
七月場所	6月27日	7月10日	7月24日	ドルフィンズアリーナ
九月場所	8月29日	9月11日	9月25日	国技館
十一月場所	10月31日	11月13日	11月27日	福岡国際センター

- ①本場所相撲は、NHKのテレビ・ラジオで実況放送した。
- ②相撲競技の勝負判定の公正を期すため、取組映像のVTRを使用した。
- ③入場者に対して当日の取組表を配布した。
- ④インターネットテレビ局「AbemaTV」にて日本国内全本場所の序ノロから結びの全取組を実況配信した。
- ⑤「安心・安全な大相撲観戦」をテーマに、入場者全員の検温や手指消毒を実施する等、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めた。

(イ) 巡業の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により中止としていた、地方巡業における、相撲競技の公開実施を夏巡業から再開した。

- ① 巡業の実施状況は、次の通りである。

春巡業	夏巡業	秋巡業	冬巡業	合計
中止	立川市 船橋市 さいたま市 古河市 春日部市	青梅市 筑西市 千葉市 久喜市 甲府市 桐生市	長崎市 芦北町 別府市 北九州市 総社市 枚方氏 長岡京市 四日市市	
	計5ヶ所	計6ヶ所	計8ヶ所	計19ヶ所

- ②地方巡業における感染防止対策

「大相撲巡業感染対策マニュアル」を制定し、協会員、関係者、来場者全ての健康と安全を確保する対策を講じた。

3. 人材の育成

(1) 力士、行司、呼出、床山の養成

(ア) 力士の養成

- ① 新弟子検査は、年6回の本場所毎に行った。
 - ・新弟子検査基準
身長167センチ以上、体重67キロ以上。但し、三月場所新弟子受検者で、中学校卒業見込者に限り、身長165センチ以上、体重65キロ以上とする。
 - ・本年度新たに登録した力士は合計78名、引退した力士は86名である。
よって令和3年度末より8名減少となった。
- ② 新規登録力士は、相撲教習所で6ヶ月間教習するほか、各相撲部屋に配属して養成した。

- ③ 力士養成のため、各相撲部屋に相撲部屋維持費・稽古場経費を、また、幕下以下の力士養成のため、養成員養成費を支給した。
- ④ 十枚目以上の力士には給与・力士補助費・力士褒賞金を支給するほか、三役以上の力士には本場所特別手当を支給した。
 - ・横綱綱代は師匠に実費を支給した。
 - ・幕下以下の力士には本場所毎に場所手当を支給するほか、幕下以下奨励金を支給した。
- ⑤ 十枚目に初昇進した力士を養成した師匠には昇進奨励金を、十枚目以上の力士を養成した師匠には養成奨励金を支給し、力士養成を奨励している。
- ⑥ 本場所毎に各段優勝者および三賞受賞者には賞状および賞金を支給した。
- ⑦ 力士数は、次の通りである。

11月場所力士数	
横 綱	1名
大 関	2名
三 役	7名
幕 内	32名
十 枚 目	28名
幕 下	120名
三 段 目	180名
序 二 段	203名
序 ノ 口	32名
番 附 外	22名
幕下附出	0名
三段目附出	0名
計	627名

6場所平均力士数	
令和4年度	639名

(イ) 土俵を中心とした施策

本年度も土俵の充実を図り、土俵の美を実現し、国技相撲を維持発展させることを目標に、次の事項を実施した。

- ① 力士等に国技としての正しい大相撲の在り方および相撲技術、土俵態度その他について常に研修、指導している。
- ② 「力士の心得」・「巡業の心得」・「協会のあり方」を指針として、力士等の精神面の指導を行った。
- ③ 師匠会を東京本場所後に開催し、各本場所および本場所間の状況をもとに、力士等にする指導監督の成果を検討し、対必要事項を指示すると共に、是正事項に対する施策を協議する等、師匠会の活用を一層強化した。
- ④ 協会幹部は、力士会等に積極的に出席し、力士等の意向を聴取することに努めた。
- ⑤ 土俵の礼儀・作法・立ち合いについて指導した。
- ⑥ 支度部屋の監視や携帯電話の一時預かり等、故意による無気力相撲の再発防止に努めた。
- ⑦ 力士等の外部出演等については規制を行い、力士等が相撲に専念するよう努めた。

(ウ) 行司の養成

- ① 幕下以下行司の養成は、師匠である年寄が当たった。
- ② 行司として必要な実技指導等は、立行司ならびに行司会委員が当たった。
- ③ 行司全員に月給制による給与を支給し、場所ごとに装束補助費も支給した。
- ④ 令和4年12月末の行司の数は次の通りである。

立 行 司	1名
-------	----

三 役 行 司	4名
幕 内 行 司	8名
十 枚 目 行 司	9名
幕 下 行 司	10名
三 段 目 行 司	5名
序 二 段 行 司	5名
序 ノ ロ 行 司	2名
計	44名

行司の番附編成は、原則として毎年九月場所後の理事会にて、翌年度の階級順位を決めている。

(エ)呼出の養成

- ① 幕下以下呼出の養成は、師匠である年寄が当たった。
- ② 呼出として必要な実技指導等は呼出会委員が当たった。
- ③ 呼出全員に月給制による給与を支給し、東京場所ごとに装束補助費も支給した。
- ④ 令和4年12月末の呼出の数は次の通りである。

立 呼 出	0名
副 立 呼 出	0名
三 役 呼 出	5名
幕 内 呼 出	10名
十 枚 目 呼 出	12名
幕 下 呼 出	8名
三 段 目 呼 出	3名
序 二 段 呼 出	2名
序 ノ ロ 呼 出	3名
計	43名

呼出の番附編成は、原則として毎年九月場所後の理事会にて、翌年度の階級順位を決めている。

(オ)床山の養成

- ① 3等床山以下の養成は、師匠である年寄が当たった。
- ② 床山として必要な実技指導等は、床山会委員が当たった。
- ③ 床山全員に月給制による給与を支給した。
- ④ 令和4年12月末の床山の数は次の通りである。

特 等 床 山	1名
1 等 床 山	21名
2 等 床 山	6名
3 等 床 山	9名
4 等 床 山	5名
5 等 床 山	7名
計	49名

床山の等級は、原則として毎年九月場所後の理事会にて、翌年度の等級を決めている。

(2)相撲教習所の維持運営

(ア)相撲教習所の規模

相撲教習所は、本館に付設し、面積は702.03平方メートルである。

(イ) 教習内容

年6回本場所毎に力士として登録した新弟子に対し、令和4年度は相撲の実技指導を行わず、教養講座のみ6ヶ月の教習を実施した。また、新採用の行司、呼出、床山にも相撲史を教習した。

相撲史教習の一環として、野見宿禰神社の奉仕活動(境内清掃)を実施した。

※ 令和4年の教習では、新型コロナウイルスの感染防止のため、相撲実技講習を行わず、教養講座のみとした。2月は相撲史・運動医学・修行心得を、4月・6月・8月は更に国語(書道)を、10月・12月は更に社会を実施した。

① 入所生

本年度の入所生は、次の通りである。

一月場所入所生	(386期生)	7名
三月場所入所生	(387期生)	37名
五月場所入所生	(388期生)	8名
七月場所入所生	(389期生)	2名
九月場所入所生	(390期生)	3名
十一月場所入所生	(391期生)	9名
合 計		66名

② 卒業生

6ヶ月の教習を終わって卒業したものは、次の通り。

令和四年度卒業生		卒業人数	卒業日
第380期生	(令和3年 一月場所入所生)	5名	1月27日
第381期生	(令和3年 三月場所入所生)	32名	1月27日
第382期生	(令和3年 五月場所入所生)	11名	5月26日
第383期生	(令和3年 七月場所入所生)	2名	5月26日
第384期生	(令和3年 九月場所入所生)	3名	5月26日
第385期生	(令和3年 十一月場所入所生)	5名	9月29日
第386期生	(令和4年 一月場所入所生)	7名	9月29日
第387期生	(令和4年 三月場所入所生)	34名	9月29日
合 計		65名	

入所数と卒業数の差は、入所日の変更や教習期間中の引退等があったためである。

卒業式は、地方場所の都合上、従来通り2期単位で行った。

③ 所長・講師・指導員

運営には、担当年寄が当たった。

講師および担当講義等は次の通り。

(授業科目) (講 師)

運動医学 : 国際医療福祉大学臨床医学研究センター教授 南 和文氏

国語(書道) : 元横浜国立大学教授 渡部 清氏

社会 : NHK学園高等学校 校長 等々力 健氏

修行心得(話し方) : 一般財団法人NHK放送研修センター講師 岡部 晃彦氏
年寄甲山こと齋藤 剛

反ドーピングの講義 : 国際医療福祉大学臨床医学研究センター教授 南 和文氏

④教習の効果

教習の目的は、新弟子に相撲の基本を習得させ、相撲道について理解を深めさせると共に、教養講座を通じて一般常識を養うことにある。本年度もその成果をあげている。

4. 指導普及活動

(1) 青少年、学生に対する相撲の指導奨励

相撲の指導奨励は指導普及部が行っている。日本相撲連盟、学生相撲連盟、青年会議所等と連携を密にし、これ等の相撲競技等の実施には積極的に協力し、国技館を無償で提供したほか、寄附、寄贈を行い相撲の指導奨励に努めた。

(ア) 認定道場

文京針ヶ谷相撲クラブ・立川練成館相撲道場・朝霞相撲練成道場・府中住吉相撲道場と緊密な連携をとって、一般の相撲指導に当たらせている。

(イ) 寄附・寄贈

各地で開催された相撲大会等には引き続き積極的に協力すると共に、寄附・寄贈を通じ、相撲競技の奨励と普及を図った。寄附・寄贈した金品および寄附・寄贈先は次の通りである。

① 寄附先および寄附金

第101回東日本学生相撲選手権大会	25,000円（広告賛助）
第47回全国学生相撲個人体重別選手権大会	10,000円（ 〃 ）
第96回西日本学生相撲選手権大会	20,000円（ 〃 ）
第100回記念 全国学生相撲選手権大会	50,000円（ 〃 ）
計	105,000円

② 寄 贈 品

優勝カップ	0個	
優 勝 楯	2個（全国中学校相撲選手権大会／進級試験）	
禪	114本	
手ぬぐい	6,461本	
寄贈メダル	642個	（寄贈品合計 3,153,871円）

③ 寄 贈 先

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、相撲大会の実施および寄贈申請は、以下の42件に留まった。

- 第73回全国高等学校相撲新人選手権大会
- 第44回櫻杯争奪相撲選手権大会
- 第61回全国大学選抜相撲宇佐大会
- 第43回三重県少年相撲親善大会
- 第33回三重県中学校春期相撲選手権大会
- 第26回長野県小学生相撲選手権大会
- 百万石まつり奉賛第52回親善少年相撲金沢大会

第70回関東高等学校相撲大会
第101回東日本学生相撲選手権大会
第34回京都府アマチュア相撲選手権大会
第20回福岡地区保育園相撲大会
第49回東日本学生相撲個人体重別選手権大会
第73回東北高等学校相撲選手権大会
第31回鈴鹿市わんぱく相撲大会
第49回西日本実業団相撲選手権大会
第60回東日本実業団相撲選手権大会
第24回千代の富士杯争奪相撲大会
第52回和白・三苦こども相撲大会
第100回全国高等学校相撲選手権大会
第33回全国都道府県中学生相撲大会
第52回全国中学校相撲選手権大会
第67回進級試験及び親善相撲大会進級試験
第46回関東中学校相撲大会
令和4年度 こども園ゆりかご お相撲大会
第57回関東相撲選手権大会
第54回関西相撲選手権大会
第31回西島杯小・中学生相撲大会
諏訪大社上社 十五夜祭奉納相撲
第9回オホーツク相撲選手権大会
第30回東北高等学校相撲選抜大会
関前場所(武蔵野市立関前小学校相撲大会)
第63回 札幌市民スポーツ大会
第16回関東高等学校選抜相撲大会
第100回記念 全国学生相撲選手権大会
第3回北海道相撲フェスティバル
第171回乙亥大相撲
天皇杯 第71回全日本相撲選手権大会
第35回全日本小学生相撲優勝大会
第4回猷相撲キッズ大会
第58回全国選抜大学・実業団対抗相撲和歌山大会
第41回中部日本選抜中学生相撲大会
第46回全国学生個人体重別選手権大会

(ウ) 相撲大会の後援

第37回わんぱく相撲全国大会の指導奨励

日本相撲連盟・東京青年会議所が共催する小学生までを対象とする相撲大会であり、協会のほか、スポーツ庁・東京都警察庁・日本放送協会・日本PTA全国協議会、墨田区が後援し、10月29日・30日に国技館において開催した。協会は、全国におけるわんぱく相撲の大会開催経費として、1,300万円を負担した。

出場選手数 291 出場チーム数 80

(エ)「大相撲伝」「大相撲入門編」の公開

大相撲のもつ文化的側面やその様式美に関する認識を周知するため、また、子どもから大人まで理解出来るように、漫画形式の冊子として「大相撲伝」と「大相撲入門編」を作成し、公式ホームページ上で公開している。

(オ)国技館の開放使用

相撲大会等に国技館を無料で開放使用させており、開放状況は次の通りである。

指導者研修会

第37回わんぱく相撲全国大会

第100回全国学生相撲選手権大会

第71回全日本相撲選手権大会

(2)草津相撲研修道場の維持運営

草津相撲研修道場は、当協会関係者が保健・保養等の福利厚生に利用する他、相撲部屋合宿・負傷力士のリハビリの場として利用しているほか、また、青少年・学生に対する相撲指導員の相撲研修、青少年・学生の相撲練習の場として、提供している。

5. 広報活動

(1)広報部門の運営

(ア)報道機関はもとより、SNS発信等により、広く一般層への直接の情報発信の工夫と拡大に努め、大相撲に関する広報全般の機能向上を図った。

(イ)協会の外部への派遣・出演を積極的に実現させるため、オンラインの多用を図り、大相撲に関する情報の周知と、ファン層拡大のため、さまざまな施策を企画・実施した。主なものは以下の通り。

①日本相撲協会公式ツイッター(@sumokyokai)を通じ、大相撲に関する様々な情報を発信。

フォロワー数(登録者数):平成23年10月開設以降、約38.4万人。

②日本相撲協会公式LINE(@sumokyokai:平成25年4月開設)では、大相撲に関する親しみやすい情報を発信。

若年層を中心に登録者約20.4万人。

③日本相撲協会公式Instagram(@sumokyokai)を平成29年9月に開設し、大相撲に関する情報発信をより充実させ、ファン層の拡大を図った。

フォロワー数は、約7.2万人。

④日本相撲協会公式Youtubeを平成30年11月に開設。様々な企画動画を配信し相撲への理解や入場券の販売促進を行った。登録者数は約15万人。

・令和4年は、場所月平均60本、場所間平均6本の動画を公開、令和4年の総再生回数は約2,068万回。

・令和2年12月に開設したYouTubeメンバーシップ(有料)「大相撲アーカイブ場所」は、協会が所蔵する400場所以上の映像データ(概算2,000時間)の取組映像など、過去の名力士の雄姿を編集し、順次公開した。

・令和4年8月に英語版YouTubeチャンネル「SUMO PRIME TIME」を開設。登録者数は約1.8万人。

⑤日本相撲協会公式Tik Tok(@sumokyokai)を平成30年10月に開設。10代に人気のショート動画再生アプリで、新たな相撲ファン層を拡大中。登録者数は約18.1万人。

⑥日本相撲協会公式キャラクター「ハッキョイ!せきトリくん」プロジェクト企画を積極的に推し進め、関連グッズの

リニューアル、新商品の開発を強化し、本場所中の館内、ネットでの関連商品の販売を実施。
本場所のほか、各種イベントに参加する等、キャラクターの認知度向上を通じた相撲の普及に努めた。

(ウ) 協会の肖像権

「協会の肖像権に関する規定」により、力士その他協会の肖像権の管理・運営・保全を目的に運営業務にあたった。また、協会の外部出演や広告出演および名称・肖像を利用した商品化契約や出版物に関し、基本概要を整備し協会に改めて周知徹底した。

(エ) インターネット及び専用アプリケーションを利用した情報提供

- ① 大相撲関連情報をインターネットによる公式ホームページにて情報公開し、本場所関連情報や大相撲全般に関する情報の周知拡大のためページビューのほか、再閲覧を示すユニークユーザー数の増加を図った。
- ② 公式アプリ「大相撲」で本場所情報や平成22年5月場所以降の幕内全取組(平成29年3月場所以降は幕下上位5番と十両全取組も含む)を配信した。

(オ) 各種取材・出演等の申請への対応

国内外メディアのほか大相撲に関するイベント等から力士等への取材、出演、映像使用依頼申請等に対し、対応した。本年度の各種申請書の取扱い状況は、次の通りである。

申込件数 2,166件
 受理承認件数 2,116件
 《内 権料発生件数 取組映像使用、ダビング料、画像・写真貸出件数 649件》
 不承認件数 50件

(2) 相撲に関する出版物の刊行

(ア) 日本相撲協会の機関誌として、ベースボールマガジン社に「相撲」の刊行を委託している。

本年度の刊行状況は以下の通りである。

*年間実売部数:136,146部(前年度:136,541部 395部減)

月号	発売日	定価	実売部数	月号	発売日	定価	実売部数
1月号	12月28日	1,100	13,289	7月号	6月30日	1,020	10,733
2月号	1月27日	950	11,284	8月号	7月28日	950	10,308
3月号	3月3日	1,020	11,535	9月号	9月1日	1,020	10,676
4月号	3月31日	950	11,280	10月号	9月29日	950	10,050
5月号	4月28日	1,070	14,587	11月号	11月4日	1,020	11,079
6月号	5月27日	950	9,948	12月号	12月1日	1,120	11,377

(イ) 本場所ごとに発行しているパンフレットは、力士紹介や本場所企画に加えて、大相撲の新たな魅力を発信するよう努めて集めた。さらに、英訳解説を付記し、外国人観戦者の利便性を高めた。

令和4年度は合計:96,859部(前年度:41,780部 55,079部増)

本場所	発行部数	本場所	発行部数
一月場所	14,241	七月場所	11,563

三月場所	16,125	九月場所	25,201
五月場所	25,485	十一月場所	4,244

6. 相撲記録映像の活用・保存

(1) 記録映像の制作

相撲の取組等映像及びダイジェスト版の制作やダビング作業を行い、国内外からの映像使用依頼に対応した。

- ① 相撲普及に努め、協会ホームページ及び公式YouTubeに本場所等の撮影映像を掲載した。
- ② 本場所チケット販売促進のためPR動画を作成した。
- ③ 来場者向けに感染対策観戦マナー動画を作成し、本場所中、毎日放映した。

(2) 記録映像の保存

(ア) 記録映像のデジタル映像化

- 16mm 昭和6年 5月場所
- 16mm 昭和24年 1月場所 5月場所 10月場所
- 16mm 昭和25年 1月場所
- 16mm 昭和26年 1月場所 5月場所
- 16mm 昭和50年 7月場所 11月場所
- 16mm 昭和51年 5月場所 7月場所 9月場所 11月場所
- 16mm 昭和52年 1月場所 3月場所 5月場所 7月場所 9月場所 11月場所

保存映像の改修を行い、映像の内容調査を実施し、内容の充実を図った。

① 保存映像の内容調査の本検査終了したものは次の通りである。

- 昭和24年10月場所本検査 ○ 昭和24年1月場所本検査
- 昭和24年5月場所本検査 ○ 昭和26年5月場所本検査
- 昭和26年1月場所本検査 ○ 昭和28年5月場所本検査
- 昭和51年9月場所本検査 ○ 昭和51年7月場所本検査
- 昭和50年7月場所本検査

② 記録した映像の内容を調査し、データ入力したものは次の通りである。

- XDCAM 令和3年十一月場所～令和4年九月場所
- (以上は編集時に入力したデータの修正を行った)

(イ) 記録映像のデジタルアーカイブ

テープ素材の映像を細かくファイル変換しアーカイブ化作業を進めている。

映像用ODAサーバーにテキストデータとリンクした映像ファイルを同時に登録して、閲覧・ダビングを迅速に行っている。

7. 相撲博物館の維持運営

(1) 相撲博物館の規模

相撲博物館は本館に付設し、面積は1階が388.9平方メートル、地下部分が196.7平方メートル、合計585.6平方メートルである。

(2) 資料の展示

(ア) 館内展示室での資料展示

新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底し、以下の通り開館した。

今年度の開館日数は113日（一昨年度は42日）、入館者数は55,934人（一昨年度は14,068人）であった。うち外国人入館者数は1,452人。

展示期間	展示テーマ	展示点数	来館者数
1月9日～2月5日	特別展「69代横綱白鵬翔」	100	14,159
5月8日～6月24日	特別展「69代横綱白鵬翔」	110	21,105
7月11日～8月10日	本場所から本場所まで	76	705
9月11日～10月3日	特別展「71代横綱鶴竜力三郎」	117	15,505
10月6日～10月7日	大相撲ファン感謝祭 特別展「白鵬・鶴竜・稀勢の里 三横綱」	75	3,298
11月1日～12月15日	しこ名展	85	1,162

計113日間

計 55,934人

・この他国技館における本場所開催中（1月・5月・9月）、1階通路の壁面に歴代横綱73名の写真パネルを掲示して紹介した。

(イ)館外貸出展示については、以下の通り行った。

貸出先	展覧会名	開催期間	主な貸出資料	点数
横綱柏戸記念館	常設展	1月1日～3月31日	柏戸剛使用の雲龍型横綱	6
鹿角市錦木塚展示室	錦木・狭布ノ里展	4月1日～9月30日	錦木塚右衛門（勝川春好画） 画像データ提供	5
光映工芸株式会社 会場：京都文化博物館	金彩友禪 和田光正の世界 ※	3月30日～4月3日	北勝海信芳使用の化粧廻し	2
小平市平櫛田中彫刻美術館	生誕150年 平櫛田中展	9月17日～11月27日	国技（平櫛田中作）	2
墨田区立ひきふね図書館	しられざる相撲の世界展 ※	12月8日～12月27日	床山用道具一式	12

計7ヶ所 59点

(ウ)その他

東京本場所中に年寄などによるトークイベントを開催した。

(3)資料の維持保存活動

(ア)関係資料の収集・管理の強化

相撲文化の維持・研究のため、起源や歴史の究明に当たり、増加する資料に対応するため、収蔵庫の整理を進め、保存・管理態勢の強化を図った。

(イ)所蔵資料のデジタルアーカイブ化事業

常設展示に代わる便宜として、相撲の文化や歴史、歴代横綱を紹介するデジタルサイネージ機器（タッチパネル式）を展示室に設置、公開した。（10月6日～）

(ウ)資料の収集

力士・年寄・関係者等より相撲に関連する資料の寄贈を受けた。寄贈件数は219件、点数は448点であった。

(エ)所蔵資料

12月末現在で相撲博物館に所蔵されている資料点数は、次の通りである。

歴史資料	20,278点
歴史図書	7,953点

歴史写真	7,747点
計	35,978点

(オ)資料の掲載・撮影

外部からの資料掲載および撮影等の依頼は、広報部の了承により可能な限り協力した。
依頼件数は、22件であった。

(4)調査および研究の状況

相撲史を調査・研究し、『相撲博物館紀要』第20号を刊行した。電話・手紙などにより質問への回答を行った。

(5)野見宿禰神社に関する、学術調査を行った。

B 収益事業

1. 国技館の貸館運営

(1) イベント等に対する国技館の提供

東京本場所に使用するほか、支障のない範囲で相撲大会およびその他に、無料又は有料にて開放使用させた。

本年度の館貸状況は次の通りである。(日数は延日数)

区分	有料		無料		合計	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数
アリーナ	40	85	5	10	45	95
大広間	25	53	5	10	30	63
合計	65	138	10	20	75	158

2. 国技館ビルの改築と賃貸運営

昨年度購入した、国技館に隣接する国技館ビルの設備更新およびテナントの要望を容れた改築工事を行い、テナントを受け入れ、不動産賃貸を行った。

3. 大相撲ファンクラブの運営

(1) 会員制による新しいファン層の獲得と相撲関連商品の販売拡大を目的として、大相撲公式ファンクラブの運営を行った。

(ア) コース別のユーザーに焦点を当てた様々な特典を用意し、ファン層の拡大を図った。

(イ) 大相撲公式ファンクラブ専用ホームページにて、定期的なデジタルコンテンツの配信を行った。

(ウ) ファンクラブECショップでファンクラブ限定グッズを販売する事により、会員の満足度向上に努めた。

(エ) ファン感謝祭や力士トークオンラインイベントなど、ファンクラブ独自のイベントを開催した。

(2) 大相撲ファン感謝祭2022の開催

ファンクラブ会員の満足度向上と並びに新規会員加入の促進、及びファンや墨田区民の方々に、大相撲を身近に感じ親しんでいただくことを目的として開催した。

(開催概要)

日程： 令和4年10月6日(木)、7日(金)12時開場、21時終了

会場： 両国国技館

対象： 大相撲公式ファンクラブ会員、墨田区在住・在勤・在学の方、中学生以下のお子様、60歳以上の方

参加者： 初日約5,000人、2日目約4,000名 計約9,000人

内容： 力士や親方とのふれあいイベントの開催、相撲部屋のちゃんこ、親方プロデュースメニューの提供、ギネス世界記録に挑戦イベントの開催等

寄附： 収益金の中から、日本ユネスコ協会連盟に対し、100万円を寄附した。

4. 相撲グッズ等の開発・販売による相撲の普及活動

相撲を題材にした新しいグッズの開発と販売拡大を行った。

(1) 従来の大相撲愛好家に向けたグッズ展開のほか、新しいファン層の獲得のため、「日本相撲協会公式グッズ」として、土俵の土ストラップや力士タオル等の新規商品の開発を行い、本場所中に売店等で販売したほか、一部商品について公式ホームページにおいて通信販売も行った。

通信販売では、お客様の利便性向上のため、令和5年1月の開店に向け、新しいプラットフォームの整備と販売準備に取り組んだ。

国技館カレーなど人気の高いレトルト食品については、一般市場での販売拡大を目指し、卸販売の推進を図った。

(2) 11月、大相撲普及および広報活動の一環として大相撲カレンダーを製作、販売した。

14枚綴りの両面印刷で全関取を紹介。

制作部数は38万部。

大手コンビニチェーン(店舗、ネット)での販売をはじめ、更なるネット販売の拡充に努めた。

5. パートナーシップ制度の運営

従来の呼出し着物及び館内広告等のスポンサーに加え、公式パートナーシップ制度として、日本相撲協会の理念に賛同するパートナー企業との協業を1月1日より開始した。スポンサー料の対価として、パートナー企業にパートナーシッププログラムを提供した。

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) パートナーカテゴリー | ① オフィシャルトップパートナー |
| | ② オフィシャルパートナー |
| | ③ オフィシャルスポンサー |
| | ④ オフィシャルホテル |
| | |
| (2) パートナーシッププログラム | ① マーケティングメリット |
| | ② ビジネスメリット |
| | ③ ホスピタリティメリット |

6. インターネット及び専用アプリケーションを利用したサービスの拡充

- (1) 令和3年1月よりスマートフォン上webサービス「大相撲コレクション」を開始した。力士写真等を使用した「電子トレカ」のコレクションができるサービス。令和4年度末の登録者数は約1.2万人。
- (2) 写真販売サイト「フォトレコ」にて、令和2年7月より力士写真を販売。プリント、パネル加工が可能。令和4年総注文件数は128件。

7. 相撲診療所の運営

(1) 相撲診療所

相撲診療所は国技館地下1階に付設し、面積は715.2平方メートルである。

(ア) 診療

相撲診療所は協会員とその家族ならびに一般患者の、怪我や病気の診療に当たるほか、東京本場所中は観客や館内スタッフなどの診療を行った。

また、協会員全員とその家族を対象として、インフルエンザの予防ワクチン接種を行ったほか、墨田区と協力し、力士・親方に新型コロナワクチンの接種を促進し、他協会員等に対しては職域接種を主催した。

令和4年1月1日から令和4年12月31日の外来診療受診者数

	力士	力士以外の協会	協会員家族	一般	合計
受診者数	3,745	2,160	155	807	6,867

力士を対象として重点的に実施した診療

実施内容	対象
心臓の精密検査(心臓超音波)	令和4年度 新弟子入門検査合格者全員

	心臓の継続的精密検査管理力士
B型肝炎予防ワクチン	令和4年度 新弟子入門検査合格者全員 B型肝炎抗体陰性力士
破傷風予防ワクチン	令和4年度 新弟子入門検査合格者全員
麻疹予防ワクチン	令和4年度 新弟子入門検査合格者の中で抗体陰性者

(イ) 定期健康診断

日本相撲協会健康保険組合と連携し、年1回の定期健康診断を行い、病気の早期発見、早期治療を目的として協会員及び職員の定期健康診断を行った。

定期健康診断受診者数

	力士	年寄	その他の協会員
受診者数	606	63	217

(ウ) 協会員および職員の治療費

当診療所における、日本相撲協会健康保険組合の被保険者および扶養家族の治療費の内、本人負担分は、福利厚生の一環として協会が負担した。

(2) 業務上の治療費

力士が稽古、本場所を通じて土俵上で負った業務上の怪我等による治療費のうち、健康保険組合負担分を協会が負担した。

(3) 力士養成員については、全員を健康保険および厚生年金保険に加入させ、保険料全額を負担した。

C その他の取り組み

1. 大学との産学連携

実践女子大学との産学連携の取り組みを継続して行った。

2. 社会貢献等の活動等

(1) 福祉大相撲

NHK厚生文化事業団主催の第54回「NHK福祉大相撲」は2月11日に国技館で開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため、中止となった。

(2) TOKYO UNITEへの参画

7月7日、在京のプロスポーツ14団体(野球、サッカー、バスケットボール、卓球、ラグビー、水泳等)が共働り、スポーツの魅力を高め、共に社会課題を解決する活動を行う「TOKYO UNITE」に主旨賛同し、参画した。

初年度の活動として、次の2件に取り組んだ。

(ア) 東京都内で暮らす困窮家庭の子どもたちに339足のシューズを届けた。

「#your_shoes(ユア・シューズ)」プロジェクト(2022年7月7日(木)から2022年9月27日(火)に実施したクラウドファンディング)の実施に協力し、返礼品として力士直筆の下駄などを供出した。

(イ) 初のリアルイベントの開催のため、国技館を提供した。

名称: TOKYO UNITEキッズスポーツフェス2022

日時: 令和4年12月26日

概要: 子供達に、一度に何種類ものスポーツを体験し興味を持ってもらう。募集600名。

協会からは、相撲体験として参加者への四股踏み指導、ちゃんこ体験、化粧廻しの展示などを行った。

(3) 墨田区との連携

8月23日に調停式を行い、協会の地元である墨田区と、大相撲を通じた地域振興に関する包括連携協定を締結し、次の事項について協力して実施することになった。

- ① 子どもの健全育成に関すること。
- ② 学校との連携に関すること。
- ③ 文化及び観光振興に関すること。
- ④ 区民の健康増進及び福祉の向上に関すること。
- ⑤ スポーツ振興に関すること。
- ⑥ 情報発信に関すること。
- ⑦ 地域の安全及び安心。

12月に、墨田区の図書館において、大相撲関連の展示を行ったほか、今後は学校への相撲の授業、交通安全への協力、市民講座の講義などを検討して実施する。

従前よりの活動として、墨田区内の小学校新一年生全員に対してランドセルカバーを寄贈した。

(4) 寄附金

内訳は次の通りである。

実践女子学園	産学連携 研究委託	453, 373円
明治神宮	玉串料	800, 000円

慶應義塾大学	スポーツ医学研究	3,000,000円
日本ユネスコ協会連盟	子ども募金・災害子ども教育支援	1,000,000円
合計		5,253,373円

※ 日本ユネスコ協会への寄附は、10月に行ったファン感謝祭の収益金の中から行った。

(5) 野見宿禰神社への寄附

相撲の神様の一柱として協会が崇敬し、東京場所前に斎行している例祭のほか、新横綱の土俵入りを行う野見宿禰神社(墨田区亀沢)の社殿が老朽化してきたことから、整備のため寄附を行った。

Ⅲ. 法人の運営・管理

1. 役員会等に関する事項

(1) 理事会

開会年月日	主な決議事項
令和4年1月26日	関脇 御嶽海の大関昇進の件
令和4年1月27日	押尾川部屋新設ならびに尾車部屋所属員転属の件 尾車部屋所属員の二所ノ関部屋転属ならびに尾車部屋閉鎖の件 武隈部屋新設ならびに境川部屋所属員転属の件 年寄名跡の継承・襲名の件（友綱・大島） 三段目附出し承認の件 五月場所開催手法の件 夏巡業開催の件 巡業に関する新型コロナウイルス感染症対策マニュアル制定の件 国技館ビル賃貸契約締結の件 定款、賞罰規程に基づく処分の件（木瀬部屋）
令和4年3月11日	令和3年度 事業報告書承認の件 令和3年度 決算書類承認の件 内閣府への定期提出書類の件 評議員候補者推薦の件 理事候補者推薦の件 監事候補者推薦の件 副理事選任の件 評議員会招集の件
令和4年3月28日	理事長互選の件 外部役員との責任限定契約の件 理事と締結する重要な取引の件
令和4年3月30日	役員待遇委員、委員、主任の銜衡の件
令和4年3月31日	令和4年七月場所開催方法の件 協会員規則一部変更の件 三段目附出し承認の件 横綱審議委員会委員委嘱の件 コンプライアンス委員会委員委嘱の件
令和4年4月28日	令和4年度の日本放送協会との本場所の放映権契約締結の件
令和4年5月26日	令和4年九月場所開催方法の件 令和4年十一月場所開催方法の件

	<p>令和4年秋巡業開催の件</p> <p>令和6年本場所日程の件</p> <p>新日本監査法人との会計監査契約の件</p> <p>国技館ビル改修工事変更契約締結の件</p>
令和4年6月30日	<p>「年寄名跡に関する規定」第4条及び第6条に基づく北陣 (本名：松平 翔)の年寄名跡 錦島の一時的襲名承認の件</p>
令和4年7月28日	<p>令和4年冬巡業開催の件</p> <p>評議員会招集の件</p> <p>相撲部屋継承の件</p> <p>年寄名跡継承襲名の件</p> <p>幕下附出し承認の件</p> <p>各競技経験者の年齢制限緩和承認の件</p> <p>貸館規則一部変更の件</p> <p>事務局処務規程一部変更の件</p>
令和4年8月29日	<p>「年寄名跡に関する規程」第4条及び第8条に基づく、 魁聖こと菅野リカルドが引退し、年寄名跡 友綱を継承襲名する件</p>
令和4年9月29日	<p>令和5年一月場所開催方法の件</p> <p>令和5年三月場所開催方法の件</p> <p>行司、呼出し、床山の番附編成の件</p> <p>協会の給与、手当等の支給に関する規程一部変更の件</p> <p>印章管理規程一部変更の件</p>
令和4年10月8日	<p>「年寄名跡に関する規程」第4条、第5条及び第6条に基づく 君ヶ濱(本名：榎本勇起)の年寄名跡 北陣の一時的襲名承認の件</p>
令和4年10月17日	<p>「年寄名跡に関する規程」第4条第5項及び第7条に基づく、 年寄名跡の継承承認の件</p>
令和4年10月19日	<p>「年寄名跡に関する規程」第4条第5項及び第7条に基づく、 年寄名跡の継承承認の件</p>
令和4年11月7日	<p>「年寄名跡に関する規程」第4条、第5条及び第6条に基づく、11月7日付け、 佐ノ山(本名：木下祐樹)の年寄名跡大山の一時的襲名承認の件</p>
令和4年12月1日	<p>相撲部屋新設並びに所属員転属の件</p> <p>幕下附出し承認の件</p> <p>各競技経験者の年齢制限緩和承認の件</p> <p>令和5年度事業計画承認の件</p>

令和4年12月26日	令和5年度予算書類承認の件 国技館改修3期工事変更契約の件 国技館改修4期工事発注方式の件 特定資産の目的外取崩しの件 理事が締結する取引の件 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン一部変更の件 幕下附出し承認の件 定款、賞罰規程等に基づく処分の件（湊部屋） 定款、賞罰規程等に基づく処分の件（伊勢ヶ濱部屋）
------------	---

(2)評議員会

開会年月日	主な決議事項
令和4年1月12日	理事経験者である年寄に対する退職金及び功労金支給の件
令和4年3月28日	定款一部変更の件 評議員選任の件 理事選任の件 監事選任の件 理事経験者である年寄に対する退職金及び功労金支給の件
令和4年9月2日	理事経験者である年寄に対する退職金及び功労金支給の件

(3)横綱審議委員会

新型コロナウイルス感染防止の観点より、以下のように開催あるいは中止とした。

	稽古総見	本場所総見	定期委員会
一月場所	中止	開催	開催
三月場所	—	—	開催
五月場所	中止	開催	開催
七月場所	—	—	中止
九月場所	中止	開催	開催
十一月場所	—	—	開催

2. 国技館の維持運営

国技館の建物改修に対する備え

国技館の老朽化による影響を測り、改修3期工事を実施した。また、次年度に実施する改修4期工事に関して、発注方式を検討し、改修項目工事の検討を行った。

3. 暴力団等反社会的勢力の排除の徹底

日本相撲協会の「暴力団等排除宣言」に基づき、協会と取引関係にある業者から、暴力団等反社会的勢力ではないこと及びこれらの個人・団体と関係がないこと等を表明・確約した書面の提出を受け、暴力団等反社会的勢力の排除を推進したほか、「相撲競技観戦契約約款」に基づき、警察と連携しながら競技会場からの暴力団等の排除を推進した。また協会員に対しては、暴力団排除の基本原則である「暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない、暴力団と交際しない」ことの周知徹底を図り、暴力団等排除の恒常化に努めた。

4. 重要な契約に関する事項

日本放送協会と本場所の放送権料に関する契約を継続した。

5. 正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移

(単位:百万円)

事業年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	12,640	12,402	12,354	5,995	7,563	10,147
経常費用	▲ 11,758	▲ 11,959	▲ 12,033	▲ 11,007	▲ 10,791	▲ 13,225
当期経常増減額	882	443	321	▲ 5,012	▲ 3,228	▲ 3,078
評価損益	▲ 32	63	▲ 3	▲ 15	▲ 13	▲ 154
経常外収益	0	0	0	0	0	
経常外費用	▲ 755	▲ 3	▲ 110	0	0	
正味財産増減額	95	503	207	▲ 5,028	▲ 3,242	▲ 3,232
資産合計	44,936	46,980	47,316	41,142	37,513	34,993
負債合計	7,681	9,223	9,353	8,207	7,820	8,473
正味財産	37,255	37,757	37,963	32,935	29,693	26,460

※令和4年度の数値は、承認前の「見込み額」である。

6. 内部統制に関する事項

内部統制に関する基本方針

当協会は、理事の職務執行が法令及び定款に適合すること及び業務の適正を確保するため、次のとおり内部統制制度に関する基本方針を定める。

(1) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務の執行に関する文書は、法令及び定款に従い必要な規程等を整備し、関係資料と共に適切に保存管理する。また、理事及び監事は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できることとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当協会の運営に重大な影響を与えるリスクについては、リスク管理規程を運用し、その事象が予見又は発生したときは、規程に則り適切かつ速やかに対応できるよう、規程に従ったリスク管理体制を構築する。

(3) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①定款に基づき、定例理事会を毎事業年終了後3ヶ月以内に1回、毎事業年度開始前に1回開催する。

臨時理事会は必要に応じて開催する。理事会では、理事長が作成する各年度の事業計画及び予算の承認のほか、業務執行及び重要事項の決定を行う。

②必要な規程を整備し、各箇所の分掌事項と職務権限を明確に定めて、これらの規程等に従い効率的な業務体制を整える。

③当協会の事業に関する年度計画を定め、その計画に基づいた事業の推進及び進捗状況及び実績を把握し、

管理する体制を確立する。

(4) 協会員及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

協会員及び職員が、法令及び定款に適合した職務執行を行うための指針となる諸規程を制定し、法令違反その他の不正行為の発生を防止するとともに、業務の適正を確保するための管理体制を構築する。

(5) 監事とその職務を補助すべき協会員及び職員を置くことを求めた場合における当該協会員及び職員に関する事項

監事が、その職務を遂行する場合は、理事または関係部門の責任者はこれに協力するものとする。

(6) 前項の協会員及び職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務に協力する協会員及び職員は、監事から直接指示を受けることにより、理事からの独立性を確保する。

(7) 監事の第5項の協会員及び職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監事は、協会員及び職員に対し、必要に応じて協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(8) 理事並びに協会員及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事並びに協会員及び職員に対して報告を求めることができる。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

理事並びに協会員及び職員の報告は、必要に応じて秘密を保持する。その報告に対して報償することもなく、懲罰を与えることもしない。

(10) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当協会は、監事の職務執行上必要と認められる費用の予算を計上する。
- ② 当協会は、監事が職務執行のために支出した費用を弁済する。

(11) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

IV. 法人の課題

1. 相撲文化の普及

土俵の充実こそが、相撲文化普及のための原点ととらえ、力士が相撲に集中できる環境を整えた。
コロナ禍においても、感染対策を取りながら各地で開催される子供を中心とした相撲大会への支援を積極的に行った。
主にWebサイト、SNS、新商品開発、ファンクラブ運営を活用し、相撲文化の普及に努めた。

2. 事業収支の安定化

感染対策を十二分に実施しつつ、観客数上限設定の範疇で、入場券の販売促進に努めた。
また、広告協賛の確保、パートナー企業との協働、映像や画像の販売、本場所開催中のグッズ販売などを積極的に行い、収益の確保を図った。一部、協会員・職員の賞与カットを実施し、無駄を省いた経費運営を行った。
一方で、将来の事業運営の安定化、利益確保を目的とした職員の増員を実施した。
新たな事業となるビル賃貸事業として、購入した国技館隣接ビルの借主を確保した。

3. 国技館の維持管理

国技館を維持管理するために開始した基幹設備等改修3期工事について、施工会社及び監理会社と定例的に会議を持ち、発注・工事方法・金額などの他、法令改定への対応、緊急工事への対応について、細かく協議して進めた。
法令に基づき、国技館の避難安全検証を実施し、国土交通省への申請準備を行った。
来年度の基幹設備等改修4期工事に向けて、改修工事の契約方式を定め、内容等について関係者と協議を行った。

4. 法令順守の徹底

公益法人として、より法令に遵守し適正な運営を図るため、随時、諸規程・規則の制定及び見直しを行った。

5. コンプライアンスの維持に関する取組み

(1) 発生したコンプライアンス事案への対応

協会内で発生したコンプライアンス事案について、理事長から委嘱されたコンプライアンス委員長、担当部長を中心に各一門の年寄を加えたコンプライアンス委員会で、適切に対処した。
コンプライアンス委員会では、理事長から委嘱された事案について、関係者へのヒアリングや事案の検討を行い、委員会として処分意見の答申を行った。
理事会では、コンプライアンス委員会の処分意見の答申を受け、当人への処分等について適切に対応した。
加えて、処分等が終了した後も、師匠や監督者と連携しながら、コンプライアンス委員会が関係者や相撲部屋を継続してフォローしていくことにより、改善や再発防止に努めた。

(2) 再発防止への取組み

年寄総会や師匠会、力士会などの各会合において、コンプライアンス違反に関する注意喚起、違反行為の早期発見などの啓蒙を行った。
その他、協会員研修の企画立案を行った。

6. 新型コロナウイルス感染症への対応

感染症専門家と綿密に連携し、協会員並びに観客、関係者の感染予防を実施した。
本場所開催の際には、事前に専門家による会場の視察を実施し、検温や消毒、換気などの感染対策が万全であるかの確認を行った。
協会員全員、毎朝の検温・体調確認を継続し、不調を訴えた協会員は即座に検査を行い、感染拡大防止に務めた。

感染者が発生した部屋においては、専門家や保健所の指導に基づき、隔離や消毒、検査の実施などの対応を行った。墨田区保健所と綿密に連携し、協会のワクチン接種を2度、実施した。また、一般市民のワクチン接種にも協力した。感染症専門家のアドバイスを踏まえて制定した「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を、政府の発出する方針に応じて改訂し、運用した。

7. 社会貢献・地域貢献活動

公益法人として大相撲の普及を中心に据えながらも、TOKYO UNITE一員としての取組み、墨田区との連携を初めとした、社会貢献・地域貢献の活動を継続的に行った。

V. 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実

該当事項なし

VI. 事業報告にかかる附属明細書

令和4年度の事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条3項に規定する、附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しないため、これを作成しない。